

消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程の改正案 新旧対照表 (案)

現 行	改正案
<p data-bbox="232 296 983 328">消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程</p> <p data-bbox="678 392 1093 523">平成26年3月25日 消費者委員会決定 最終改正 <u>平成30年2月8日</u></p> <p data-bbox="125 584 1093 667">消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p data-bbox="125 727 454 762">第一条～第四条 （略）</p> <p data-bbox="141 826 580 858">（ワーキング・グループの会議）</p> <p data-bbox="125 874 327 906">第五条 （略）</p> <p data-bbox="125 922 327 954">2・3 （略）</p> <p data-bbox="125 970 1093 1098">4 座長は、必要により、<u>臨時委員又は専門委員をオブザーバーとして会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。</u></p> <p data-bbox="125 1161 1093 1289">5 座長は、<u>必要により</u>、当該審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させ、<u>関係事項について説明を求めることができる。</u></p>	<p data-bbox="1229 296 1980 328">消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程</p> <p data-bbox="1675 392 2089 523">平成26年3月25日 消費者委員会決定 最終改正 <u>令和 年 月 日</u></p> <p data-bbox="1122 584 2089 667">消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p data-bbox="1122 727 1451 762">第一条～第四条 （略）</p> <p data-bbox="1167 826 1606 858">（ワーキング・グループの会議）</p> <p data-bbox="1122 874 1323 906">第五条 （略）</p> <p data-bbox="1122 922 1323 954">2・3 （略）</p> <p data-bbox="1122 970 2089 1145">4 座長は、必要により、<u>臨時委員、専門委員、行政機関職員又は当該会議における調査審議事項に関して識見を有する者にオブザーバーとして会議に出席し、意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。</u></p> <p data-bbox="1122 1161 2089 1385">5 座長は、<u>会議の各回ごとの調査審議事項及びこれに係る事項に関する説明を得る必要があると認める場合には、臨時委員、専門委員、行政機関職員又は当該調査審議事項に関して識見を有する者に参考人として会議に出席し、当該会議において求められた事項について説明を行うことを求めることができる。</u></p>

現 行	改正案
<p data-bbox="120 296 454 328">第六条～第九条 (略)</p> <p data-bbox="219 392 315 424">附 則</p> <p data-bbox="159 440 808 472">この規程は、平成26年3月25日から施行する。</p> <p data-bbox="159 488 869 520">この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。</p> <p data-bbox="159 536 869 568">この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。</p> <p data-bbox="159 584 869 616">この規定は、平成30年2月8日から改正施行する。</p>	<p data-bbox="1122 296 1456 328">第六条～第九条 (略)</p> <p data-bbox="1220 392 1317 424">附 則</p> <p data-bbox="1160 440 1870 472">この規程は、平成26年3月25日から施行する。</p> <p data-bbox="1160 488 1928 520">この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1160 536 1899 568">この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1160 584 1899 616">この規程は、平成30年2月8日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1160 632 1883 663"><u>この規程は、令和 年 月 日から改正施行する。</u></p>

現 行

改正案

(別紙)

(別紙)

ワーキング・グループの名称・目的・構成員

ワーキング・グループの名称・目的・構成員

(◎：座長、○：座長代理)

(◎：座長、○：座長代理)

ワーキング・グループ名称	目的	構成員
消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ	消費者法（取引分野）におけるルール形成の在り方及び <u>ルールの実効性確保に資する公正な市場を実現するための方策並びに行政、事業者、消費者の役割について検討すること</u>	○ 池本 誠司 委員 ◎ 鹿野菜穂子 委員 高 巖 委員長 樋口 一清 委員 山本 隆司 委員

ワーキング・グループ名称	目的	構成員
消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ	<u>公正な市場を実現するための消費者法</u> （取引分野）におけるルール形成の在り方、 <u>ルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者及び消費者の役割について検討すること</u>	片山登志子 委員 ○ 新川 達郎 委員 ◎ 丸山絵美子 委員 山本 隆司 委員長